

【Q：社会福祉法人の仕訳の特徴】

Q 次の積立金と積立資産の取崩、給与の支払を例にした3つの仕訳パターンの違いから、社会福祉法人の仕訳の特徴を説明して下さい。

① 人件費積立金の取崩

(人件費積立金) ××× / (人件費積立金取崩額) ×××

② 人件費積立資産の取崩

第1法

(普通預金) ××× / (人件費積立資産) ×××

(支払資金) ××× / (人件費積立資産取崩収入) ×××

または

第2法

(普通預金) ××× / (人件費積立資産取崩収入) ×××

(人件費積立資産取崩収入) ××× / (人件費積立資産) ×××

③ 職員の給与の支払

(職員給料) ××× / (普通預金) ×××

(預り金) ×××

A

仕訳に基づいて作成される決算書は、一般企業においては損益計算書と貸借対照表の2つですが、社会福祉法人では、資金収支計算書と事業活動計算書と貸借対照表の3つです。一般企業における損益計算書は、社会福祉法人での事業活動計算書に相当します。もともと複式簿記は、一般企業のように損益計算書（事業活動計算書）と貸借対照表の2つの決算書を作成する体系を想定しているので、3つの決算書を作成するには、1つの方法として、まずは貸借対照表と事業活動計算書の2つの決算書を作成する体系での仕訳を行い、さらに資金収支計算書を作成するための仕訳を加える必要があります。

① 人件費積立金取崩額は事業活動計算書の科目です。①の仕訳は、貸借対照表と事業活動計算書の2つの決算書の体系での仕訳なので、もともとの複式簿記の体系に収まり、1つの仕訳のみで完結します。①の仕訳により、人件費積立金を貸借対照表へ、人件費積立金取崩額を事業活動計算書へ反映します。

② 人件費積立資産取崩収入は資金収支計算書の科目です。したがって、貸借対照表と事業活動計算書との2つの決算書の体系をこえるため、資金収支計算書を作成するための仕訳を加える必要があります。(第1法とします) これには

別の方法(第2法とします)もあります。第1法は、まず貸借対照表と事業活動計算書の2つの決算書の体系での仕訳として、

(普通預金) ××× / (人件費積立資産) ×××

を行い、普通預金と人件費積立資産を貸借対照表へ反映します。

次に資金収支決算書を作成するための仕訳として、

(支払資金) ××× / (人件費積立資産取崩収入) ×××

を行い、人件費積立資産取崩収入を資金収支計算書へ反映します。借方の「支払資金」は、いわばダミー勘定です。借方は本来ならば「普通預金」ですが、一つ目の仕訳で既に貸借対照表へ反映済なので「支払資金」勘定を用いることにより貸借対照表上の普通預金が二重に転記されてしまうのを回避します。

第2法では、貸借対照表と資金収支計算書の2つの決算書の体系(ただし、貸借対照表は一部未完成)での仕訳を先に行い、その後に貸借対照表と事業活動計算書の2つの決算書の体系へ切り返す仕訳を行います。第1法・第2法いずれの方法によっても、資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表は同じになります。

貸借対照表と資金収支計算書の2つの決算書の体系(ただし、貸借対照表は一部未完成)での仕訳として、

(普通預金) ××× / (人件費積立資産取崩収入) ×××

を行い、普通預金を貸借対照表へ、人件費積立資産取崩収入を資金収支計算書へ反映させた後、貸借対照表と事業活動計算書の2つの決算書の体系へ切り返す仕訳を行います。いろいろな方法がありますが1例として、

(人件費積立資産取崩収入) ××× / (人件費積立預金) ×××

を行い、人件費積立資産を貸借対照表へ反映します。この仕訳と1つ目の仕訳を合算すると、

(普通預金) ××× / (人件費積立資産) ×××

となり、これは貸借対照表と事業活動計算書の2つの決算書の体系での仕訳そのものとなります。

- ③ 職員給料は事業活動計算書と資金収支計算書の両方の科目であるので、本来は②のように貸借対照表・事業活動計算書用の仕訳と資金収支計算書用の仕訳の2つを行うべきですが、通常、仕訳は下記1つだけとするのは、事業活動計算書と資金収支計算書の科目と金額がまったく同じあるため、片方の仕訳を省略しているからです。

(職員給料) ××× / (普通預金) ×××

(預り金) ×××

この仕訳により、職員給料を事業活動計算書と資金収支計算書へ、普通預金と

預り金を貸借対照表へ反映します。